



沖縄県立八重山高等学校

部活動に係る活動方針

～心は広く、体ゆたか、師弟同行いそしみて～

令和元年6月17日 策定
令和5年8月30日 改訂

目 次

I 部活動に係る活動方針で目指す学校・生徒・指導者像	1
1. 部活動基本方針策定の意義	1
2. 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨	1
(1) 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨	1
(2) 「本改定版」・「本取組」の対象範囲	1
(3) 「本改定版」・「本取組」の遵守と改革の取組	1
3. 適切な部活動運営のための体制整備	1
(1) 各部活動の年間計画及び活動実績等	1
(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備	2
(3) 家庭・地域との連携	2
II 部活動等の在り方に関する方針	2
III 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
1. 具体的な取り組み	2
(1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底	2
(2) 効率的・効果的な指導	3
2. 指導手引きの活用	3
3. 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取り組み	3
(1) 体制の構築	3
(2) 学校における具体的な取り組み	3
(3) 研修の充実	3
(4) 学校以外の相談窓口	4
IV 適切な休養日等の設定	4
休養日等の基準	4
V 諸活動の整備	4
(1) 諸活動の多様化	4
(2) 地域との連携の取り組み	4
VI 学校単位で参加する大会等について	5
VII その他、部活動に関する重要事項	5
1. 年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知等）による実施	5
2. PDCA サイクルによる取組の検証・評価と部活動に係る活動方針の見直し	5
3. 教職員働き方改革の推進についての協力願い	6

八重山高等学校

「部活動に係る活動方針（改定版）」

I 部活動に係る活動方針で目指す学校・生徒・指導者像

1. 部活動基本方針策定の意義

本方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の望ましい部活動環境を構築する観点に立ち、以下の点を重視して活動方針を定める。

- ① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和の日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

2. 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨

- (1) 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨
 - ・生徒の人権が尊重され健全で充実した適切な部活動を実現するため、改定し、策定する。
- (2) 「本改定版」・「本取組」の対象範囲
 - ・運動・文化部活動の生徒及び顧問・指導者は本活動方針の下に部活動に取り組む。
- (3) 「本改定版」・「本取組」の遵守と改革の取組
 - ・顧問及び指導者は生徒の人権を尊重した適切な部活動の指導・運営に努める。

3. 適切な部活動運営のための体制整備

- (1) 各部活動の年間計画及び活動実績等
 - ① 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。
 - ② 校長は、本方針及び各部の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。

(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

- ① 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部を設置する
- ② 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ① 生徒の部活動環境充実の観点から、地域のスポーツ団体や文化活動団体等と連携し、保護者の理解と協力の下、「学校・家庭・地域が共に生徒を健全に育てる」という気運醸成に努める。

Ⅱ 部活動等の在り方に関する方針

- ・部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らないよう指導する。
- ・生徒の健全な成長発達を考慮し、人格や人権を尊重し、生徒の考え・意見も取り入れた部活動に努める。

Ⅲ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

1. 具体的な取り組み

(1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底

- ① 部活動顧問等は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。
- ② 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気温・天候により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。
- ③ 学校教育の一環として行われる部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行うようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）にある（体罰等の許されない指導と考えられるものの例）等を踏まえた指導となるよう留意する。

(2) 効率的・効果的な指導

- ① 運動部顧問は、スポーツ医・科学の観点から、休養を適切に取り入れることの重要性を理解し、過度の練習による障害や外傷を防ぐよう努める。生徒と十分にコミュニケーションを図り、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう指導する。また、競技種目の特性を踏まえ、科学的トレーニングを積極的に導入することで、休養を適切に取りつつ短時間で効果の得られる指導を行う。
- ② 文化部活動顧問は、生徒の健全でバランスのとれた成長のために、休養を適切に取ることの重要性を理解し、過度の練習によって心身に負担を与えないよう配慮する。生徒と十分にコミュニケーションを図り、生涯にわたり芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう指導する。また、分野の特性を踏まえ、合理的で効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入することで、休養を適切に取りつつ短時間で効果の得られる指導を行う。
- ③ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

2. 指導手引きの活用

部活動の顧問は、中央競技団体及び各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

3. 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取り組み

(1) 体制の構築

- ① 学校は、校内に生徒や保護者からの部活動における暴力・暴言・ハラスメント についての相談体制（窓口等）を指導者、部員・保護者等に周知する。
- ② 部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案について、県教育委員会に一報を入れ、報告書を提出し、県教育委員会と連携し問題の解決に取り組む。
- ③ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに管理職に報告・相談する。
- ④ 保護者会の設置の場合は、保護者の意向を踏まえ、学校と協力し運営に努める。

(2) 学校における具体的な取り組み

- ① 部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案については、県教育委員会に報告し、連携しながら問題の解決に取り組む。
- ② 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに管理職に報告・相談する。
- ③ 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を、適切に引き継ぐ。

(3) 研修の充実

専門外の教職員は校内研修を受講すること。専門の指導者は、校外研修を年 1 回は受

講する。

(4) 学校以外の相談窓口

学校は「子どもの人権 110 番」等や、関係機関・団体の相談窓口を活用し問題解決に取り組む。

IV 適切な休養日等の設定

休養日等の基準

部活動における休養日及び活動時間については、生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 原則として週当たり1日以上 of 休養日を設ける。月に1回、第3日曜日に「家庭の日」を設け、全部活動の休養日とし、生徒の心身のリフレッシュと体力回復に努める。長期休業中等においては、生徒が十分な休養をとることができるよう、また部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設けるなど、年間を通して、週当たり2日以上 of 休養日となるよう努力する。
- ② 学校閉庁日に、原則として全ての教育活動は行わない。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設ける。

V 諸活動の整備

1. 諸活動の多様化

令和7年度5月時点での部活動等加入率は**63.3%**である。現在、生徒の運動・スポーツ・文化活動において、活動の中心が競技力等の向上に重きを置く傾向がある。一方で、友達と楽しめるレクリエーション的な活動や、将棋のように個人で楽しむといった、生徒の活動が多様化している。さらに外部団体で活動している生徒もいることを踏まえると、より多くの生徒の運動及び文化活動等の機会が図られるよう取り組む必要がある。

さらに、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

2. 地域との連携の取り組み

- ① 生徒の諸活動環境の充実の観点から、地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等との連携、保護者の理解と協力、各競技連盟・協会の活用等による、学校と地域が共に

子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における部活動環境整備を進める。

- ② 学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ等に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- ③ 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、部活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

VI 学校単位で参加する大会等について

- ① 大会参加は年間5回程度とする。県外遠征は年間3回以内とする。合宿等は年間3回以内とする。また、県内の大会派遣費補助は原則として2回までとする。
- ② 主催者が学校体育連盟・学校文化連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長まで3週間前までに提出する。

VII その他、部活動に関する重要事項

1. 年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知等）による実施

	取組内容 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会	- 部顧問会開催 - 職員研修・活動方針の確認等 - アンケートの計画・実施・対処 - 活動方針の見直し	○		○		○	○					○	○
生徒周知	- 年度初めの取組周知 - アンケート実施 - アンケート結果に基づく対処 - 学校評価アンケート	○					○	○			○		
周知 保護者	- 活動方針の周知・連携依頼 - 三者面談等	○	○	○					○				
関係 地域・ 機関	- 学校評議員会 - 学校評価アンケート - 地域・関係機関等への協力依頼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ① アンケート（年1回：生徒・保護者・職員等）を基にした検証・評価
部活動にかかる活動方針において、各計画に係る取組状況を確認し、学校評価において目標の達成状況进行评估する。
- ② 部活動に係る活動方針の見直し（取組内容・方法等の見直し含む）
評価結果を踏まえ、部活動に係る各取組の改善を図る。部活動に係る活動方針の見直し

しをする際は、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た活動方針になるように努める。

- ③ 部顧問は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。
- ④ 全顧問は、翌月の10日までに活動実績のデータを更新する。

3. 教職員働き方改革の推進についての協力願い

教職員の職務の負担軽減、時間外労働の改善のため、保護者の協力のもと5つの改善に取り組む。

- ① 生徒の送迎については、保護者での対応をお願いする。
- ② 練習時間や大会参加等については、常に教職員と連携・協議した対応をお願いする。
- ③ 大会遠征時の航空券及びホテルの予約、派遣費徴収・支払いについて、教職員と連携・協議した対応をお願いする。
- ④ 石垣市派遣補助の申請書類の取りまとめを、保護者で対応する。また、石垣市から補助金が振り込まれた際には、保護者で分配をお願いする。
- ⑤ 父母会企画、または外部団体からの出演依頼等のイベントの参加については、保護者で連絡調整及び当日の対応をお願いする。